

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：八街市長、八街市議会議長、八街市教育委員会、八街市選挙管理委員会、  
八街市代表監査委員、八街市農業委員会

\* 「男女の給与の差異」は、各区分の男女別の給与の総額を元に算出しています。

### 1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 92.4%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 88.1%                           |
| 全職員               | 74.9%                           |

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

#### (1) 役職段階別

| 役職段階        | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 98.8%                           |
| 本庁課長相当職     | 95.8%                           |
| 本庁課長補佐相当職   | 97.2%                           |
| 本庁係長相当職     | 100.7%                          |

#### (2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 82.8%                           |
| 31～35年 | 90.8%                           |
| 26～30年 | 91.7%                           |
| 21～25年 | 90.7%                           |
| 16～20年 | 83.8%                           |
| 11～15年 | 92.9%                           |
| 6～10年  | 93.6%                           |
| 1～5年   | 91.8%                           |

#### 【説明欄】

- ① 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、週あたり勤務時間が20時間未満の者については、職員数を1/2人として換算しています。
- ② 指導主事の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出しています。
- ③ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は74.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は61.6%です。
- ④ 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、89.1%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。
- ⑤ 勤続年数36年以上の任期の定めのない職員のうち、女性の管理職員が占める割合は3.7%であり、男女の給与の差異が大きくなっています。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。